

高知大学学生会館使用規則

平成16年4月1日
規則第148号

最終改正 平成17年7月1日規則第545号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学学生会館規則第6条の規定に基づき、高知大学学生会館（以下「会館」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

(使用の目的)

第2条 会館は、次の各号に掲げる行事等のために使用するものとする。

- (1) 大学の行う行事
- (2) 学生の課外活動
- (3) 学生・職員の集会、レクリエーションその他厚生福祉のために必要な事項
- (4) 学会、同窓会等
- (5) その他館長が必要と認めた事項

(使用の資格)

第3条 会館を使用することができる者は、本学の学生、職員及び館長が認めた者とする。

(会館の保全等)

第4条 会館を使用する者は、静粛を旨とし、会館の清潔、整とん、美化及び規律の保持に努めなければならない。

(開館日等)

第5条 会館は、次の各号に掲げる日（以下「休館日」という。）を除き、開館するものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日
- (4) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
- (5) 館長が休館を必要と認めた日

2 会館の食堂については、前項の規定にかかわらず、館長が休業の日を定める。

(開館時間)

第6条 会館の開館時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、会館食堂の使用時間

については、館長が別に定める。

2 館長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

(集会室の使用手続)

第7条 集会室(和室を含む。以下同じ。)を使用しようとする場合は、あらかじめ所定の様式による集会室使用届を館長に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の場合において参会者のうちに学外者を含む場合は、所定の様式による集会室使用願を使用日の7日前までに館長に提出し、許可を受けなければならない。

第8条 特別な行事のため休館日に集会室を使用しようとするものは、使用日の7日前までに所定の様式による集会室特別使用願を館長に提出し、許可を受けなければならない。

(集会室の開閉)

第9条 集会室の鍵は、学生支援課で保管し、集会室の使用責任者に貸与する。

(遵守事項)

第10条 集会室を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 暖房その他火気の使用については、あらかじめ、係員の許可を受けること。

(2) 使用後は室内の清掃を行い、備品等を原状に復して学生支援課に届け出ること。

(3) 届け出た目的以外のことに使用し、又は転貸しないこと。

(掲示方法の指定)

第11条 会館内における掲示は、すべて会館に備付けの案内板により行わなければならない。

(会館内の行為の制限)

第12条 会館内においては、館長の許可なくして物品販売等の行為をしてはならない。

(設備の移動、使用等)

第13条 会館内においては、館長の許可なくして館内に備付けの物品を移動し、又は館外から機械、器具等を持ち込み、若しくは壁面を使用してはならない。

2 学務部学生支援課に保管してある物品は、所定の手続を経て使用するものとする。

(損害の弁償)

第14条 会館を使用するものが建物、設備、備品等を毀損し、又は亡失したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(使用の中止)

第15条 この規則に違反した場合には、その使用を中止させることがある。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、会館の施設等の使用に関し必要な事項については、館長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。